

## 杉並区特別支援教育推進計画の改定（案）について

令和7年度を始期とする、杉並区特別支援教育推進計画（以下、「計画」という。）について、計画（案）をとりまとめたので、今後の改定に向けて以下のとおり取り組むこととします。

### 1 計画の改定にあたって

今回の計画改定にあたっては、杉並区特別支援教育推進委員会での検討にあたり、国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育推進センター長にご協力をいただき、特別支援教育に関する国の最新の動向など、多くの助言を頂きながら進めたところである。インクルーシブ教育を一層推進していくためには、教育現場だけでなく、保護者や地域等の理解、協力が不可欠である。そのような観点から、計画（案）について、PTAや障害者団体等への意見聴取を行いながら進めることとする。

### 2 計画の位置付け

「杉並区教育ビジョン2022」の行動計画である「杉並区教育ビジョン2022推進計画」に基づき、区の最上位計画である「杉並区総合計画」、「杉並区実行計画」等との整合性を図りつつ改定する。

### 3 計画期間

令和7年度から令和9年度の3年間とする。ただし、今後の社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

### 4 計画の概要等

以下の計画の理念に基づき、3つの施策の視点を設定し、取組を進めていく。  
詳細は別紙1「概要版」及び別紙2「計画（案）」のとおり。

#### 【計画の理念】

「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築

#### 【施策の視点】

I	区立特別支援学校である済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実を図ります。
II	支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが学校で共に学ぶことができる環境をつくります。
III	地域や関係機関と連携した支援体制を一層推進します。

## 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年2月 計画（案）を文教委員会に報告
- 3月 PTA や障害者団体等への意見聴取
- 5月 計画決定
- 6月 文教委員会へ報告、計画公表

## 杉並区特別支援教育推進計画を改定します



杉並区では、障害のある児童・生徒一人ひとりの健やかで豊かな成長・発達を支援するために、平成 21 年（2009 年）から「杉並区特別支援教育推進計画」を策定し、改定を重ねながら、時代の変化に応じた取組を行ってきました。

今回、計画に基づいて取り組んできた成果と課題を踏まえ、共生社会の実現に向け、子どもたち一人ひとりがもつ能力を最大限に伸ばすことができる環境を確保し、特別支援教育の取組を計画的に推進するため、計画を改定し、新たな杉並区特別支援教育推進計画（案）を策定しました。

### 理念

**「すべての子どもが、自分らしく生きて  
ことのできるまち」の実現を目指した  
インクルーシブ教育システム※<sup>①</sup>の構築**

### 施策の視点

- 1 区立特別支援学校である済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実を図ります。
- 2 支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが学校で共に学ぶことができる環境をつくります。
- 3 地域や関係機関と連携した支援体制を一層推進します。



計画期間 令和 7 年度（2025 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

# 「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システム

杉並区のインクルーシブ教育システムが目指すのは 一人ひとりの教育的ニーズに応える多様な学びの場の整備 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための仕組み



## 民間事業者との協働による学校サポート

個別の指導計画や教材作成に係る支援  
特別支援教育に関する教員の学び支援



## 杉並区立学校

支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが共に学ぶことができる環境

小学校 中学校

済美養護学校

通常の学級  
通級による指導※③

交流や共同学習

特別支援学級

交流活動（副籍）

都内唯一の  
知的障害部門  
区立特別支援学校

済美養護学校のセンター的機能の発揮

進学先、移行先への  
切れ目のない支援



都立特別支援学校  
(永福学園、中央ろう学校 他)

子ども同士の交流  
相談・情報提供

## 多様な学びの場の更なる充実に向けて

自閉症・情緒障害特別支援学級等※②の  
設置に関する検討



## 区立子供園をはじめとする

### 就学前教育施設

幼保小の連携による  
円滑な接続



### 就学前からの 就学支援体制の充実



## すべての学校・学級で推進する取組

わかりやすい授業の工夫 ICTの活用  
ユニバーサルデザイン化 合理的配慮  
施設・設備の整備 個に応じた指導の充実

## 地域や関係機関と連携した支援体制の一層の推進

ライフステージに応じた総合的な支援  
学校等を支える体制の充実（人的・物的）  
教育と各分野の連携強化  
（福祉、医療、労働関係機関等）



## センター的機能※④の主な取組例



- ・ 児童・生徒、保護者、教員への相談支援
- ・ 学校等への指導・支援内容に係る助言
- ・ 校内研修における講師 等

## 教育委員会と済美養護学校との連携・協働による小中学校等への支援

- ・ 特別支援教育に関する定期的な情報共有
- ・ 役割分担による専門性の発揮



私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育



## 特別支援教育に関する Q&A

### ①インクルーシブ教育システムとは何ですか

子どもたちが、支援の必要の有無に関わらず、可能な限り、同じ場所で共に学ぶことを追求するとともに個別の教育的ニーズにも対応できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「柔軟な学びの場」を整備する仕組みです。



### ②杉並区では特別な支援を必要とする子どもたちが学ぶ場はどのような場所がありますか

障害の種類や程度に応じて様々な種別に分類されており、児童・生徒の個々の状況に適した場所で教育や指導を受けています。

種別	概要	設置状況
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子供を対象に、専門性の高い教育を実施	視覚障害※・聴覚障害・肢体不自由・病弱者※（都立） 知的障害（区立）
特別支援学級	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人ひとりに応じた教育を実施	知的障害（区立小 11 校・中 6 校に設置）
特別支援教室	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた指導を実施	発達障害（区立全小・中に設置）
通級指導学級		きこえの教室（難聴） ことばの教室（言語障害）

※視覚障害、病弱者特別支援学校は杉並区内には無いため、近隣区の学校に通っています。



### ③「通級による指導」とは何ですか

大部分の授業を在籍する通常の学級で授業を受けていますが、一部の時間で、一人ひとりの障害に応じた指導を行うことをいいます。②の表にある、「特別支援教室」と「通級指導学級」が該当します。

### ④特別支援学校のセンター的機能とは何ですか

特別支援学校では、地域の小・中学校等の要請に応じて、必要な助言等を行う「センター的機能」が、役割の一つになっています。具体的には、「教員、保護者の相談支援」「特別支援教育に係る情報提供」「障害のある子供への指導・支援」「教員に対する研修」「教材教具の提供」などが考えられます。



杉並区特別支援教育推進計画（案）（2025～2027）  
☆杉並区ホームページでご覧になれます。

QR  
Code

# 杉並区特別支援教育推進計画（案）

令和7～9年度（2025～2027年度）

令和7年1月

杉並区教育委員会

## 目次

<u>第1章 計画の概要</u>	<u>2</u>
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 SDGs との関係	4
<u>第2章 計画を取り巻く動向等</u>	<u>5</u>
1 国の動向	5
2 都の動向	6
3 杉並区の特別支援教育の全体像（義務教育）	7
4 データで見る杉並区の特別支援教育	8
5 区民、児童・生徒からの声	11
6 現計画のこれまでの取組の成果と課題	13
<u>第3章 計画の基本的事項</u>	<u>24</u>
1 計画の理念	24
2 施策の視点	25
<u>第4章 計画の体系と取組内容</u>	<u>26</u>
1 計画の体系	26
2 取組内容	30
計画体系1 個に応じた指導・支援の充実	30
計画体系2 教員の専門性の向上	33
計画体系3 特別支援教育を推進する支援体制の充実	36
計画体系4 特別支援教育における教育環境の整備	40
計画体系5 切れ目のない支援	42
<u>第5章 計画の推進に向けて</u>	<u>45</u>

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

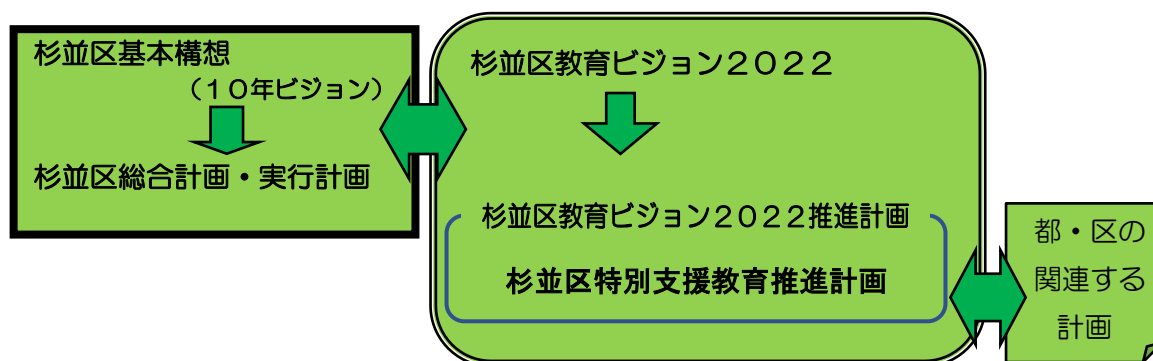
■区では、国や都の教育施策や障害者施策等の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの健やかで豊かな成長・発達を支援するために、平成21年（2009年）に「杉並区特別支援教育推進計画」を策定し、以降、6次にわたり改定を行い、時代の変化に応じた取組を行ってきました。

■直近の計画は、令和4年度（2022年度）からの概ね10年間程度を期間として策定した「杉並区教育ビジョン2022」に合わせて策定し、「誰もが、自分に合った学びによって、自らの可能性を発見・伸長できる」という理念と、計画の推進のための4つの視点のもと、特別支援教育推進に向けた様々な取組を進め、令和6年度（2024年度）に終期を迎えることとなります。

■今回、これまでの6次にわたる計画に基づいて取り組んできた区の特別支援教育の取組の成果と将来への展望を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、子どもたち一人ひとりがもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保し、特別支援教育の取組を計画的に推進するため、本計画を策定することとしたものです。

## 2 計画の位置付け

■本計画は、特別支援教育に関連する法令及び国や都の計画、重点的に取り組む事業内容については、「杉並区教育ビジョン2022」の行動計画である「杉並区教育ビジョン2022推進計画」に基づき、区的最上位計画である「杉並区総合計画」、「杉並区実行計画」等との整合性を図りつつ、本区における特別支援教育の一層の推進・充実を図るものです。

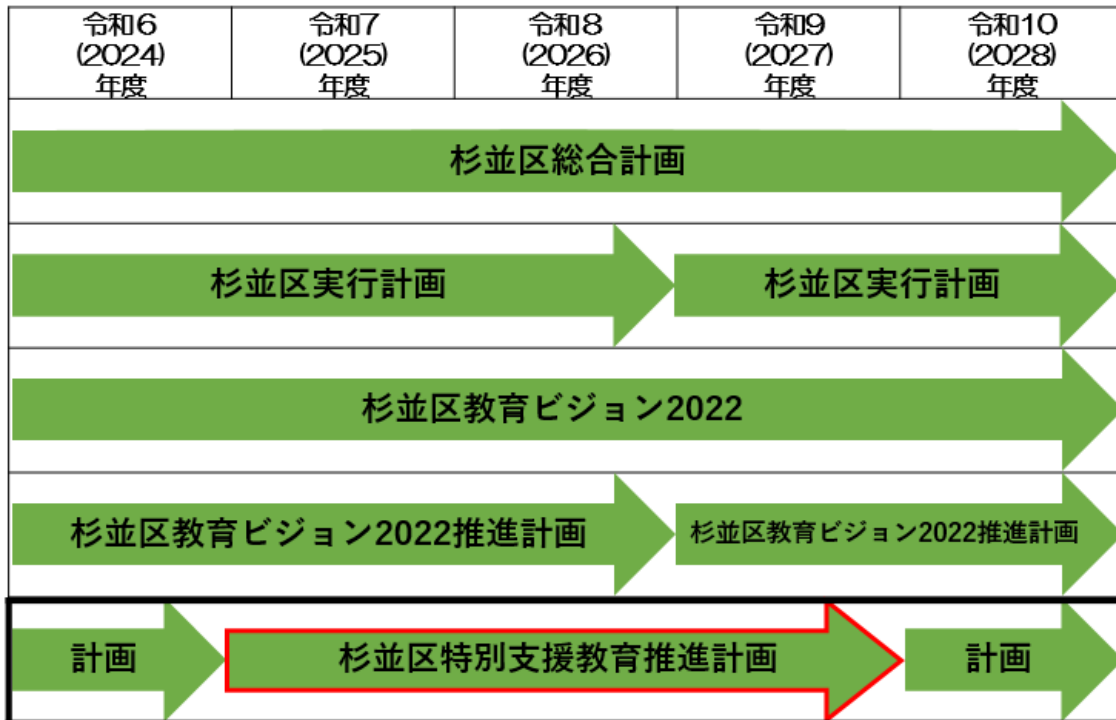




### 3 計画の期間

■本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

なお、令和8年度（2026年度）に予定している「杉並区総合計画」、「杉並区実行計画」の改定や、今後の社会情勢の変化等に柔軟・的確な対応を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 4 SDGs との関係

■平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、令和 12 年（2030 年）に向けた国際目標である SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）が採択されました。この SDGs では、ゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されております。17 のゴールのうち、SDGs の 4 つ目の目標である、「質の高い教育をみんなに」は、貧富の差や環境、ジェンダーに関係なく、誰でも教育を受けることができる世界を目指しています。また、自閉症スペクトラム（ASD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）など発達障害のある子どもたちへの学習支援や発達支援もその 1 つであり、SDGs が目指す、「誰一人として取り残さない世界」を実現するために、特別支援教育を充実させていくことが求められています。

■区では、「杉並区総合計画・実行計画」において、区の実践と SDGs との対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が重なっていることを区民と共有した上で、各事業を推進していくこととしています。

このことを踏まえ、この計画においても区の実践と SDGs との対応関係を示すとともに、引き続き SDGs の考え方と軌を一にして取り組んでいきます。

【本計画と関係する SDGs のゴール（目標）】



## 第2章 計画を取り巻く動向等

### 1 国の動向

---

■令和5年（2023年）3月の、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、学習面又は行動面で著しい困難を抱えている児童生徒が小中学校で8.8%とされ、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があるとしてしました。また、令和4年（2022年）9月9日の障害者権利委員会<sup>※1</sup>において、「障害のある子供と障害の無い子供が可能な限り同じ場で共に学ぶために環境整備の推進が必要」との勧告を受けています。そのような点などを踏まえ、小中学校における校内支援体制や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実のほか、インクルーシブな学校運営モデルの創設についても提言されています。

■「新たな教育振興基本計画（令和5年度～9年度（2023年度～2027年度）」）では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が示され、インクルーシブ教育システム<sup>※2</sup>の推進による多様な教育ニーズへの対応や、支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性ある共生社会の実現に向けた教育の推進が求められています。

■令和6年（2024年）12月25日に中央教育審議会から諮問された「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」では、特別支援教育の対象となる児童生徒等への支援の充実とともに、多様性を包摂し、一人ひとりの可能性を开花させる教育の実現が喫緊の課題であり、このことに向き合うことが共生社会の実現に向けて極めて重要であるとしています。

また、主な検討事項として、インクルーシブ教育システムの充実に向けて、合理的配慮の提供を含め、障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方について挙げられました。

※1 障害者権利委員会（障害者の権利に関する委員会）：障害者権利条約の国際的モニタリングを担う機関

※2 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と無い者が共に学ぶ仕組み

## 2 都の動向

---

■都は、平成29年(2017年)、今後の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画である「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定しました。このうち、直近に改定した、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(令和4年度～令和6年度(2022年度～2024年度))」では、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立や社会参加を促進するため、共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すこととし、「インクルーシブな教育の推進」、「医療的ケア児<sup>※1</sup>への支援の充実」、「デジタルを活用した教育の推進」の3つの施策に重点的に対応することとしました。

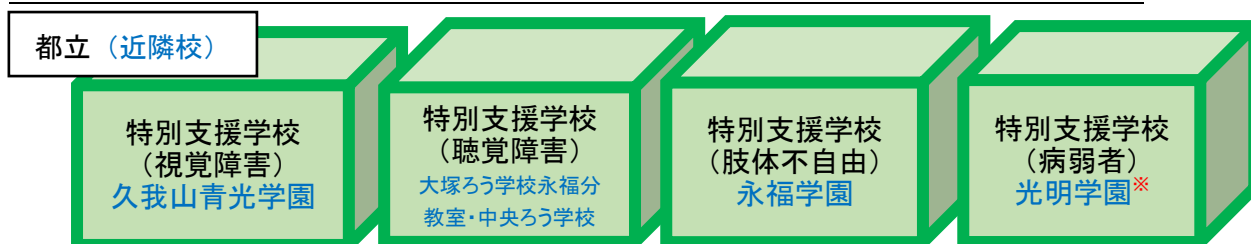
■これまでの実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(令和7年度～令和9年度(2025年度～2027年度))(素案)」では、社会状況の変化に対応した施策を推進し、特別支援教育を更に充実させるための4つの施策の方向性が示されています。

このうち、「小・中・高校等における特別支援教育の充実」では、小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、都立特別支援学校によるセンター的機能を活用した小・中学校教員の専門性の向上や、特別支援教室における充実した指導を実現するため、運営指導員等による指導・助言を行うとともに、在籍学級で安心して過ごせる体制の充実を図るとしています。

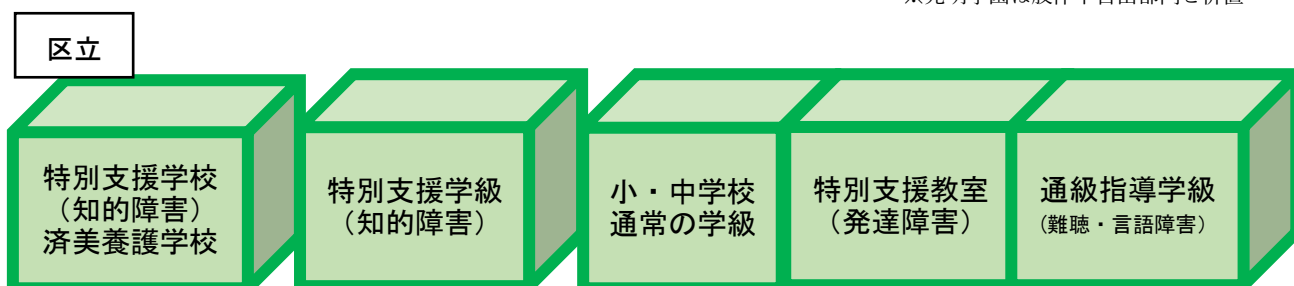
また、「変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進」では、障害種別や年齢・発達段階に応じた学習者用デジタル教科書やデジタル教材の活用の工夫と効果的な指導方法について、具体的な事例を普及していくほか、「特別支援教育を推進する体制の整備・充実」では、学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実や、関係機関との連携強化や特別支援教育の理解促進に向けた取組なども示されています。

※1 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、吸痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童

### 3 杉並区の特別支援教育の全体像（義務教育）



※光明学園は肢体不自由部門と併置



種別	概要	学級編制等	対象及び設置
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	1学級6人 ※重度重複は	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱者（都立）
		1学級3人	知的障害（区立）
特別支援学級	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人ひとりに応じた教育を実施	1学級8人	知的障害（区立小11校・中6校に設置）
特別支援教室	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた指導を実施	12人に1人の教員を措置	発達障害（区立全小・中に設置）
通級指導学級		13人に1人の教員を措置	きこえの教室（難聴） ことばの教室（言語障害）

特別支援教育は障害の種類や程度に応じて、特別支援学校や特別支援学級など、様々な種別に分類されており、児童・生徒の個々の状況に適した場所で教育や指導を受けています。特別支援学校では、その専門性を生かし、小・中学校等の教員への相談や研修、保護者への教育相談などを行うセンター的機能をもっており、杉並区は知的障害の特別支援学校を区立として運営していることが大きな特色となっています。

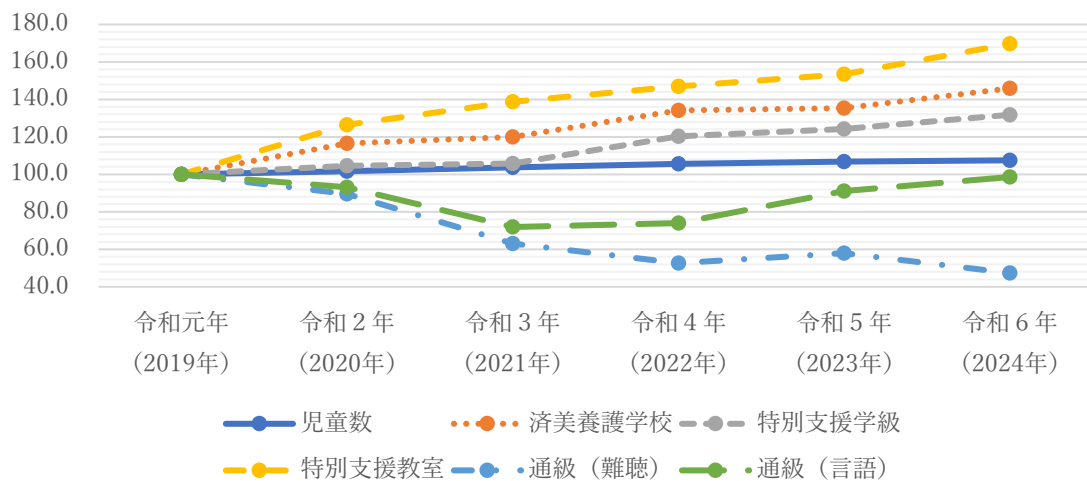
また、通常の学級に通う児童・生徒について、情緒・行動面で個別指導が必要な子供を対象とした、東京都の制度である特別支援教室を、全ての小・中学校に設置し、週1～2時間、校内に設置された教室で指導を行っています。

## 4 データで見る杉並の特別支援教育

### (1) 小学校 種別ごとの児童数（利用数）・学級数の年度別推移

種別	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
児童数	20,690	21,027	21,444	21,852	22,106	22,241
指数	100.0	101.6	103.6	105.6	106.8	107.5
済美養護学校	85	99	102	114	115	124
指数	100.0	116.5	120.0	134.1	135.3	145.9
学級数	20	22	24	25	25	27
特別支援学級	173	181	183	208	215	228
指数	100.0	104.6	105.8	120.2	124.3	131.8
学級数	26	27	27	30	32	33
特別支援教室	451	570	626	663	692	765
指数	100.0	126.4	138.8	147.0	153.4	169.6
通級（難聴）	19	17	12	10	11	9
指数	100.0	89.5	63.2	52.6	57.9	47.4
通級（言語）	146	136	105	108	133	144
指数	100.0	93.2	71.9	74.0	91.1	98.6

種別ごとの児童数（利用数）の推移

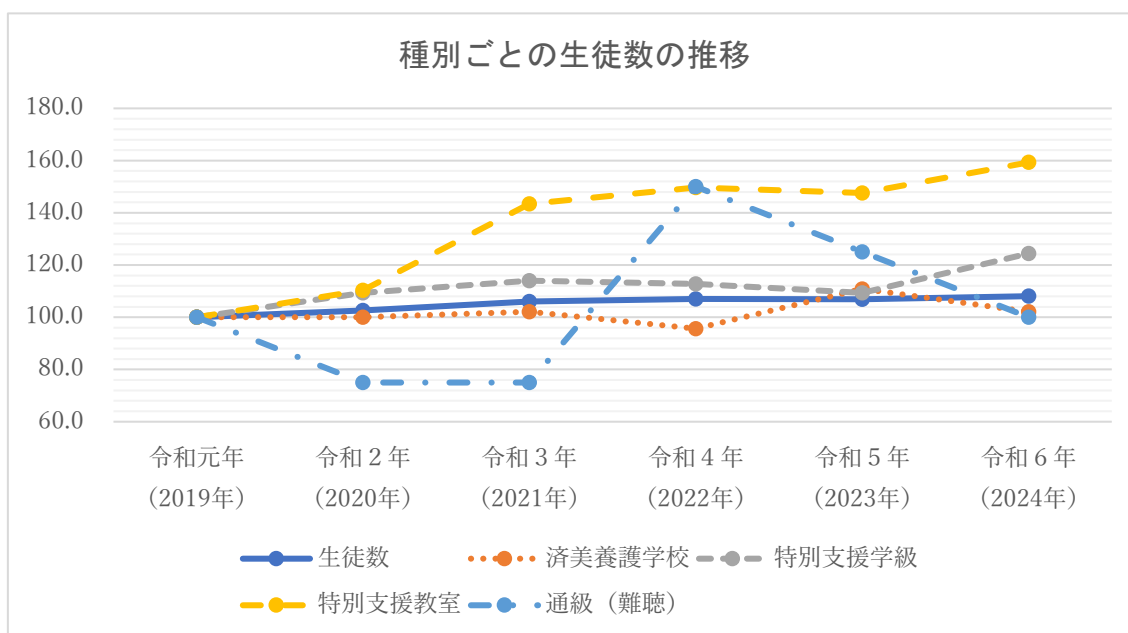


※5月1日現在 指数は2019年（令和元年）の児童数（利用数）=100.0

○児童数については、令和6年（2024年）現在、22,241人で、この5年間、微増傾向が続いています。一方、済美養護学校、特別支援学級児童数、特別支援教室利用数の伸び率は、児童数の伸び率を大きく上回っています。一方で、通級（難聴）の利用者は減少傾向、（言語）の利用者は横ばいとなっています。

(2) 中学校 種別ごとの生徒数（利用数）・学級数の年度別推移

種別	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
生徒数	6,316	6,480	6,695	6,757	6,748	6,826
指数	100.0	102.6	106.0	107.0	106.8	108.1
済美養護学校	46	46	47	44	51	47
指数	100.0	100.0	102.2	95.7	110.9	102.2
学級数	9	9	10	11	12	12
特別支援学級	86	94	98	97	94	107
指数	100.0	109.3	114.0	112.8	109.3	124.4
学級数	13	14	15	15	14	16
特別支援教室	145	160	208	217	214	231
指数	100.0	110.3	143.4	149.7	147.6	159.3
通級（難聴）	4	3	3	6	5	4
指数	100.0	75.0	75.0	150.0	125.0	100.0



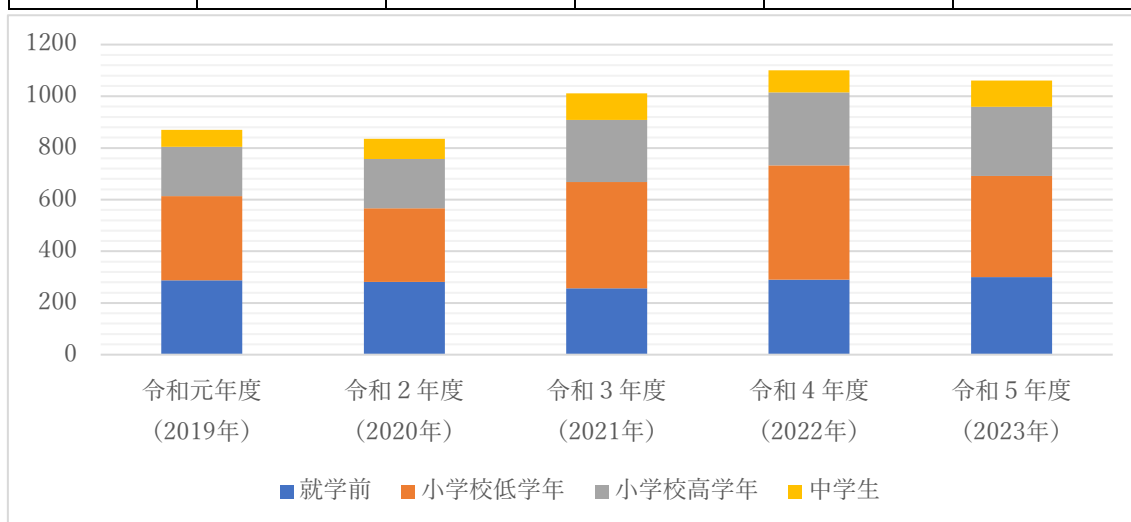
※5月1日現在 指数は2019年（令和元年）の生徒数（利用数）=100.0

○生徒数については、令和6年（2024年）現在、6,826人で、児童数同様、微増傾向が続いています。一方、済美養護学校、特別支援学級の生徒数、特別支援教室の利用数は、ともに生徒数の伸び率を大きく上回っていますが、済美養護学校、特別支援学級の伸び率は生徒数の伸び率より低くなっており、学級数についても緩やかな増加となっています。

通級（難聴）の利用者数は、少ない状況が続いています。

### (3) 就学支援相談受付件数の年度別推移

対象者	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就学前幼児	288	281	257	290	300
小学生(低学年)	326	285	411	442	392
小学生(高学年)	190	191	241	283	267
中学生	66	78	102	86	102
合計	870	835	1,011	1,101	1,061



○相談件数は、年度ごとの増減はありますが、令和3年度(2021年度)以降、1,000件を超えています。対象別では、就学前幼児と小学生(低学年)の相談が多くなっています。

### (4) 相談内容別就学支援相談受付件数(令和5年度(2023年度))

相談内容	就学前幼児	小学生(低学年)	小学生(高学年)	中学生	合計
集団不適應	3	95	28	6	132
学業不振	1	68	40	31	140
進路	248	31	101	12	392
発達障害	28	186	91	51	356
身体障害	2	1	2	0	5
言語	18	11	5	0	34
病・虚弱	0	0	0	2	2
合計	300	392	267	102	1,061

○相談内容別では、就学前幼児、小学生(高学年)は就学にあたり、進路に関する相談が多くなっています。一方、小学生(低学年)や中学生は発達に関する相談が多く、通常の学級における様々な支援や、特別支援教室の利用数の増にもつながっていると考えられます。



## 5 区民、児童・生徒からの声

### (1) 区民の声

■区民の特別支援教育に関する認識度や考えを把握するとともに、より良い施策を推進するためのご意見などを計画段階から反映させるため、「特別支援教育」をテーマに、令和6年度第3回杉並区区政モニターアンケートを実施しました。

#### <アンケート結果（抜粋）>

■対象者 198人 回答者数 160人（回答率 80.8%）

■言葉の意味について


回答内容	特別支援教育		共生社会		インクルーシブ教育	
言葉も意味も知っている	82	51.3%	92	57.5%	33	20.6%
言葉は知っているが、意味は知らない	40	25.0%	29	18.1%	19	11.9%
意味は知っているが、言葉は知らない	6	3.8%	9	5.6%	13	8.1%
言葉も意味も知らない	32	20.0%	30	18.8%	95	59.4%
合計	160	100%	160	100%	160	100%

「特別支援教育」は身近な人を通じて、「共生社会」は障害だけでなく、様々な分野でも使用される言葉であることから、約8割の人が何等かの形で「知っている」と回答しているのに対し、「インクルーシブ教育」は、半数以上の人から「知らない」回答しており、言葉も意味も浸透していない状況にあります。

■特別支援教育の推進や、共生社会の実現のためのインクルーシブ教育の構築にあたり、地域の理解を進めるには、どのような取組が必要か（複数回答）

回答内容	全体	
学校（児童・生徒）と地域の方々との交流	104	65.0%
教育委員会からの杉並区の特別支援教育に関する広報活動の充実（区公式ホームページや区の公式 SNS、広報紙、チラシ・リーフレット、町会回覧板等）	80	50.0%
地域の方々向けの特別支援教育の理解推進に向けた出前講座や意見交換会の実施	62	38.8%
地域の方々を対象とした、特別支援教育に関する学校公開や授業公開の実施	78	48.8%
教育委員会と関係機関との連携	61	38.1%
その他	8	5.0%

学校との地域との交流や公開、教育委員会からの情報発信など、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、教育委員会と関係機関との連携を図ることが求められています。

アンケート結果の詳細はこちらをご参照ください 

## (2) 児童・生徒の声

■特別支援教育を受ける児童・生徒の声を計画の取組に生かしていくことが大切であるという、前計画の考え方を継承し、保護者の皆さまのご協力のもと、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童・生徒、通級による指導を受ける児童・生徒へのアンケートを実施しました。

■現在の学校生活についてだけでなく、校種間や義務教育終了後も切れ目ない支援が行われることを見据え、対象を小学校高学年（5・6年生）及び中学生としました（回答数：特別支援学校 24、特別支援学級 122、特別支援教室・通級指導学級 147）。

＜アンケート結果（抜粋）＞

Q 学校は好きですか（共通質問）

好き	どちらかという好き	どちらかという嫌い	嫌い
45%	35%	12%	8%

学校は「好き」「どちらかという好き」と回答した多くの児童・生徒が、仲の良い友達がいることで学校生活が楽しいと感じている一方、「どちらかという嫌い」「嫌い」と答えた中では、学習面での困り感を示す児童・生徒が多いことが分かりました。

Q 大人になったらやりたいことはありますか

小・中学校（特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級）

就職	大学、専門学校への進学	その他
49%	38%	28%

特別支援学校

作業所などでの仕事	生活介護施設で過ごす	就職	就職に向けた訓練	その他
54%	29%	13%	8%	21%

将来の進路選択については、進学、就職と多岐にわたります。自由記述では、具体的な職業のほか、将来のために身に付けておきたい知識・教養について回答する児童・生徒もあり、自分が描く夢や目標に向かって努力したいという姿が伺えました。

Q 杉並区は住みやすいですか（共通質問）

住みやすい	どちらかという住みやすい	どちらかという住みにくい	住みにくい	わからない
66%	20%	3%	2%	9%

多くの児童・生徒が「杉並区は住みやすい」と回答しています。保護者からは、その理由として「ある程度の自然が残っているが治安も良い」、「障害児に対する福祉が他の区や自治体に比べて手厚い気がするから」などが挙げられました。

◇ アンケート結果は資料編に掲載します。

## 6 現計画のこれまでの主な取組の成果と課題

現計画の4つの視点と主な事業（24項目）について、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの取組の成果と課題は下記のとおりです。

### 視点1 自分に合った学び方

学び方の違いを相互に認め合える、連続性のある学びの内容・方法が充実した「明日も行きたい学校」をつくります。

#### 1. 学校における取組

取組	成果（実績）
○特別支援学校、特別支援学級の教育課程の充実	・全ての特別支援学校・学級担任を対象として、特別支援教育に関する先進的、実例的な事例に基づく研修を実施しました。（令和4・5年度（2022・2023年度）各2回、令和6年度（2024年度）1回）
○特別支援教室の教育課程の充実	・教育課題指定研究において、特別支援教室と通常の学級との連携によるICTを活用した指導・支援事例の普及を行いました。（令和5年度（2023年度）杉並第七小学校研究グループ）
○子どもたちの自己肯定感を高める教育活動の充実	・知的障害のある児童・生徒の体験的な学習の充実をねらいとした教員研修を通して、「各教科等を合わせた指導」について理解を深めました。 ・済美養護学校が、杉並区教育課題研究指定校として、「児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度を育てる授業改善」を主題に、研究に取り組んでいます。
○ICTを効果的に活用した指導法の充実	・個別の学び支援システム <sup>※1</sup> 活用推進校を4校指定し、事例発表を行いました。（令和5年（2023年）11月小学校長会） ・学級担任と特別支援教室教員間で、共通のアセスメント資料を基に、児童理解を深めることができました。 ・特別支援教室で使用したワークシート等を、在籍学級や家庭での学習でも活用し、連続性のある指導を繋げることができました。

※1 個別の学び支援システム：子ども一人ひとりの特性に応じた個別の支援計画の作成を、より多角的な視点から支援する教育ソフト

取組	成果（実績）
○副籍交流※ <sup>1</sup> 、交流及び共同学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校との副籍交流では、コロナ禍を経てオンライン交流など形態の工夫も図りながら実施しました。 令和4年度（2022年度）：235名中 直接交流 70名 間接交流 47名 令和5年度（2023年度）：251名中 直接交流 67名 間接交流 49名</li> <li>・副籍交流について教員の理解を深めるために、済美養護学校や都立永福学園の特別支援教育コーディネーター※<sup>2</sup>による研修を行いました。</li> <li>・中学校特別支援学級及び済美養護学校中学部では、令和4年度（2022年度）より、連合運動会の名称を「フレンドリースポーツ大会」に改め、交流のあり方の見直しと充実を図りました。</li> </ul>

## 2. 教育委員会の支援

取組	成果（実績）			
○学校の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職経験者と心理士からなる教育支援チームが各学校を訪問し、校内支援体制の構築、支援の必要な児童・生徒への対応、学校生活支援シート・個別指導計画の作成及び活用、関連機関への情報提供やつなぎ方等について、指導上の助言や支援策の検討を行いました。</li> <li>・個別指導計画の内容の一層の充実を図るため、「個別の学び支援システム」を全小学校に導入しました。</li> </ul>			
	区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	導入校数	12校	24校	40校

※1 副籍交流：児童・生徒が居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をおき、居住地域の児童・生徒との交流を深めることを目的とした交流活動

※2 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育に関して、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う教職員

取組	成果（実績）			
○学校の特別支援教育の推進に向けた取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教室の運営について、令和4年度（2022年度）に東京都から示された指導期間の考え方を踏まえ、令和6年（2024年）2月に「杉並区立学校特別支援教室手続きガイドブック」を作成しました。</li> <li>・特別支援教室巡回指導教員及び専門員を対象とし、特別支援教育に係る知識や技能等の習得とともに、在籍学級との連携のあり方について理解を深めることを目的とした研修を実施しました。</li> <li>・医療的ケア児の受け入れについては、特別支援教育課が窓口となり、医療機関及び庁内の関係部署と連携しながら進めました。</li> </ul>			
	区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (11月末現在)
	医療的ケア児受入人数	4名	5名	9名

評価と課題
<p>令和4年度（2022年度）より、個別の学び支援システムの導入を段階的に進め、令和6年度には小学校全校への導入が完了しました。特別支援教室や特別支援学級を中心に、アセスメントを行ったり、授業で教材を使用したりするなど、活用が進んでいますが、教員の特別支援教育に対する専門性の向上や業務の負担軽減を図る観点からも、システムの活用を一層進める必要があります。</p> <p>区立小中学校における採用後10年目までの教員については、「特別支援学校、特別支援学級担任、通級による指導、特別支援教育コーディネーターのいずれも2年以上経験したことがない」者が78%を占めています（「令和5年度（2023年度）特別支援教育に関する調査」）。</p> <p>通常の学級においても、全ての学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを踏まえると、通常の学級を担当する教員を含めた全ての教員を対象に、特別支援教育に関する専門性の更なる向上を図っていくことが必要であり、今後の課題と考えます。</p>

## 視点2 自らの可能性を発見、伸長できる教育環境

すべての学校に必要な合理的配慮を提供し、子ども一人ひとりがその時点の教育的ニーズに応じた自己選択、自己決定ができる機会を確保します。また、特別支援教育に関わるすべての人と関係諸機関の当事者意識の醸成を図ります。

### 1. 学校における取組

取組	成果（実績）								
○校内委員会 <sup>※1</sup> の進め方の工夫と役割の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒が自らの学びの選択に関する意見表明を行う場を、面談等の機会を通じて設定してきました。</li> <li>・各学校の特別支援教育コーディネーター同士で情報交換を行い、校内委員会の運営方法や関係機関等との連携について、理解を深めました。</li> </ul>								
○「個別指導計画 <sup>※2</sup> 」の内容の充実と実行・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教室を利用する全ての児童・生徒について、校務支援システムを利用した計画作成と管理を行いました。（令和4～6年度（2022～2024年度）計画作成・管理を100%実施）</li> </ul>								
○地域や関係機関と連携した支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級において、障害等により特別な支援を要する児童・生徒が、安心して学校生活を送るため、介助員ボランティア<sup>※3</sup>を活用しました。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> <th>令和6年度 (2024年度) (10月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介助員ボランティア</td> <td>6,161人</td> <td>4,717人</td> <td>2,287人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (10月末現在)	介助員ボランティア	6,161人	4,717人	2,287人
区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (10月末現在)						
介助員ボランティア	6,161人	4,717人	2,287人						

※1 校内委員会：支援が必要な児童・生徒の指導や支援の内容、校内支援体制や関係機関との連携などについて協議を行う校長や養護教諭、特別支援教育コーディネーターなどで構成された委員会

※2 個別指導計画：一人ひとりの課題に合わせた指導内容を組み立てるために作成する計画

※3 介助員ボランティア：通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

## 2. 教育委員会の支援

取組	成果（実績）																
<p>○合理的配慮・基礎的環境整備の計画的な推進</p>	<p>・令和2年度（2020年度）末に児童・生徒に1人1台専用タブレット端末の配備を完了させ、令和3年度（2021年度）から配備した機器が安定して使用できるよう保守管理を行っています。</p> <p>また、ネットワーク機器の設置については、新規の教室に追加整備を行い、令和5年度（2023年度）末の時点で整備率は100%になりました。</p> <p>・障害等により特別な支援を要する児童・生徒が、安心して学校生活を送るため、安全確保と教育活動に必要な支援を行う学習支援教員<sup>※1</sup>、通常学級支援員<sup>※2</sup>、特別支援学級介助員<sup>※3</sup>を配置しました。また、全職種を対象に、特別支援教育に関する知識や、学級担任等との連携の在り方について理解を深めることを目的とした研修を年1回実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="619 1032 1340 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 1032 842 1128">区分</th> <th data-bbox="842 1032 1013 1128">令和4年度 (2022年度)</th> <th data-bbox="1013 1032 1182 1128">令和5年度 (2023年度)</th> <th data-bbox="1182 1032 1340 1128">令和6年度 (2024年度) (11月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 1128 842 1178">学習支援教員</td> <td colspan="3" data-bbox="842 1128 1340 1178">全小・中学校に1名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1178 842 1227">通常学級支援員</td> <td data-bbox="842 1178 1013 1227">61人</td> <td data-bbox="1013 1178 1182 1227">77人</td> <td data-bbox="1182 1178 1340 1227">90人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1227 842 1272">特別支援学級介助員</td> <td data-bbox="842 1227 1013 1272">34人</td> <td data-bbox="1013 1227 1182 1272">35人</td> <td data-bbox="1182 1227 1340 1272">39人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (11月末現在)	学習支援教員	全小・中学校に1名			通常学級支援員	61人	77人	90人	特別支援学級介助員	34人	35人	39人
区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (11月末現在)														
学習支援教員	全小・中学校に1名																
通常学級支援員	61人	77人	90人														
特別支援学級介助員	34人	35人	39人														
<p>○保護者や地域に対する理解啓発</p>	<p>・就学の流れや転学や進学についての情報について、区ホームページを活用し発信しました。</p> <p>・通級による指導に関する理解啓発パンフレットについて、令和5年度（2023年度）に改訂し、全小・中学校に配布するとともに、区ホームページに掲載しました。</p> <p>・令和6年度（2024年度）に、特別支援教育に関する区政モニターアンケートを実施しました。</p>																

※1 学習支援教員：通常の学級において学習面で困難を抱える児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別支援を行うため配置した教員免許を有する非常勤職員

※2 通常学級支援員：通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※3 特別支援学級介助員：特別支援学級において子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

取組	成果（実績）								
○教育支援チーム・専門家チームの効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学相談後の継続支援として、教育支援チーム<sup>※1</sup>が定期的に学校を訪問し、検討部会の判定と異なる就学先に入学した児童・生徒の経過観察、対応に関する助言を行いました。</li> <li>・各学校からの要請により、児童・生徒の実態把握や発達検査の結果等を基にした支援方法の助言などを行いました。</li> </ul>								
○地域や関係機関と連携した支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぎなみ地域大学による介助員ボランティア育成講座を開催し、介助員ボランティアの確保に繋げました。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="619 745 1347 862"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 745 831 813">区分</th> <th data-bbox="831 745 1002 813">令和4年度 (2022年度)</th> <th data-bbox="1002 745 1173 813">令和5年度 (2023年度)</th> <th data-bbox="1173 745 1347 813">令和6年度 (2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 813 831 862">講座受講人数</td> <td data-bbox="831 813 1002 862">14人</td> <td data-bbox="1002 813 1173 862">18人</td> <td data-bbox="1173 813 1347 862">31人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	講座受講人数	14人	18人	31人
区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)						
講座受講人数	14人	18人	31人						

評価と課題
<p>研修や連絡会等の機会を通して、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、通常学級支援員等の配置や、教育支援チームによる助言等の伴走支援により、校内支援体制の構築を図りました。通常学級支援員等のニーズは高いことから、今後は職員の確保をどのように図るかが課題です。</p> <p>一方で、各学校における児童・生徒の個別の教育的ニーズやそれに伴う課題は多岐にわたり、教職員の負担軽減は引き続きの課題となっています。特に、教育支援委員会<sup>※2</sup>の判定と異なる就学先に在籍する児童・生徒については、更なる人的支援の充実が求められるところです。</p> <p>また、特別支援教育を更に推進していくためには、保護者や地域の理解が欠かせません。各学校における特別支援教育に係る取組について、更に理解啓発を充実させていくとともに、協働による多様な学びの場の充実を図っていくことが必要であり、課題となっています。</p>

※1 教育支援チーム：学校における特別支援教育に係る課題に対する支援を行うため、特別支援教育課に配置された、心理・教育の専門職により構成されたチーム

※2 教育支援委員会：心身の障害等により、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に適切な教育支援を行うために教育委員会が設置した委員会



## 視点3 自分に合った学びの場

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えることができるよう、法令・制度に基づき重層的で多様な学びの場を整えます。

### 1. 学校における取組

取組	成果（実績）
○特別支援教室の充実	・特別支援教室拠点校 <sup>※1</sup> 連絡会において、ガイドラインに基づく教室運営や指導の実際について校長や教室主任間で情報共有し、巡回指導の在り方や指導内容・方法について工夫改善を図りました。
○特別支援学級の特別支援学校との連携による教育内容の充実	・済美養護学校のセンター的機能の活用として、特別支援教育研修の公開や通常の学級における教育的支援に係る指導・助言等を行いました。

### 2. 教育委員会の支援

取組	成果（実績）								
○特別支援学校の教育環境整備	<p>・児童・生徒数の増加に伴う済美養護学校中学部の移転改築に向けた環境整備を進めました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4～5年度 (2022～2023年度)</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度(2024年度)</td> <td>7月下旬：工事開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年度(2025年度)</td> <td>8月竣工(予定)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4～5年度 (2022～2023年度)	設計	令和6年度(2024年度)	7月下旬：工事開始	令和7年度(2025年度)	8月竣工(予定)
年度	取組内容								
令和4～5年度 (2022～2023年度)	設計								
令和6年度(2024年度)	7月下旬：工事開始								
令和7年度(2025年度)	8月竣工(予定)								
○特別支援学級（知的障害）の整備	<p>・知的障害特別支援学級を新たに小学校に1校設置しました。 (令和6年(2024年)4月 高井戸東小学校に開設)</p>								
○難聴・言語障害通級指導学級の充実	<p>・難聴・言語障害通級指導学級の備品を整備しました。 (令和5年度(2023年度)：杉並第十小学校にオーディオメーター及びスピーカー購入、高井戸中学校に騒音計2台購入、令和6年度(2024年度)：高井戸第四小学校にスピーカー2台購入(予定))</p>								

※1 特別支援教室拠点校：特別支援教室で児童・生徒への指導を行う教員（巡回指導教員）が、巡回するエリアごとに集中的に配置されている学校

取組	成果（実績）
○多様な学びの場の充実に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援チームが各学校を訪問し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態把握を行いました。</li> <li>・特別支援学級に係る、他自治体の設置や指導の状況について状況把握を行いました。</li> </ul>

評価と課題
<p>令和6年（2024年）4月に知的障害特別支援学級を新たに開設し、特別支援学級で学ぶ子どもたちの学習環境の充実とともに、通学時間等の負担軽減にもつなげることができました。小学校知的障害特別支援学級の在籍児童数は増加傾向にあり、学級増に伴う教室増設等の対応が必要な学校が複数あります。引き続き、児童の居住地に関する実態把握を適時・適切に行い、環境整備を進めていくことが求められます。</p> <p>また、済美養護学校については、増加する児童・生徒数の状況を踏まえ、令和7年（2025年）9月の開設に向け、済美教育センターの敷地内に中学部を移転するための環境整備の取組を進めており、当面の間、児童・生徒数の増加に伴う学級数に応じた普通教室や、特別教室などを確保することが可能となりました。</p> <p>今後は、都内で唯一の区立知的障害特別支援学校である済美養護学校を有していることを最大の「強み」とし、済美養護学校のセンター的機能を最大限発揮できるような仕組みとなるよう見直しを行い、小・中学校との協働による特別支援教育の充実を図っていくことが課題です。</p>

## 視点4 切れ目のない支援

自分らしく生き、多様な他者と共生するために、子ども、保護者及び学校を継続的、包括的に支援できる体制の整備、充実を図ります。

### 1. 学校における取組

取組	成果（実績）
○校種間での教育支援計画の効果的な引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学支援シート<sup>※1</sup>を活用した移行時支援を実施しました。</li><li>・特別支援教室を利用する児童について小中学校間で引継ぎを行い、中学校の指導への円滑な接続に繋がりました。</li><li>・全ての特別支援学校・学級で見学会を開催するとともに、見学会の内容等について、区や各学校のホームページで周知を行いました。</li><li>・都立高校における特別支援教育の取組について、保護者会等の場で情報提供するなど、保護者とも連携しながら切れ目のない支援の実現に努めました。</li></ul>

### 2. 教育委員会の支援

取組	成果（実績）
○学校と地域が協働して特別支援教育を支える仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページを活用した情報の共有、就学支援シートを活用したつなぎの支援を実施しました。</li><li>・令和5年（2023年）4月、済美養護学校に学校運営協議会<sup>※2</sup>を設置し、地域と共にある学校づくりを推進しています。</li></ul>

※1 就学支援シート：就学にあたり、保育園・幼稚園・療育機関等での生活の様子や保護者が大切にしてきたことを学校に伝えるためのシート。杉並区では「すばるII」と呼称。

※2 学校運営協議会：地域住民や保護者などが学校運営に参画し、地域と共にある学校づくりを推進する仕組み

取組	成果（実績）											
<p>○幼児期から学齢期につなぐ就学支援相談の実施</p>	<p>・次年度就学予定児童に対する相談を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="622 360 1348 510"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 360 834 461">区分</th> <th data-bbox="834 360 1005 461">令和4年度 (2022年度)</th> <th data-bbox="1005 360 1176 461">令和5年度 (2023年度)</th> <th data-bbox="1176 360 1348 461">令和6年度 (2024年度) (12月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 461 834 510">相談件数</td> <td data-bbox="834 461 1005 510">187件</td> <td data-bbox="1005 461 1176 510">248件</td> <td data-bbox="1176 461 1348 510">246件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・教育支援委員会における判定と異なる就学先に進学した児童を中心に、教育支援チームによる後追い支援を行いました。</p> <p>・発達障害のある児童・生徒が、円滑に学校生活が送れるよう、学校での相談等を通じて、学齢期発達支援事業<sup>※1</sup>【障害者施策課】の利用等に繋げるとともに、学校と事業者との連携を進めました。</p>				区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (12月末現在)	相談件数	187件	248件	246件
区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (12月末現在)									
相談件数	187件	248件	246件									
<p>○就学前教育支援センターの機能強化</p>	<p>・就学前教育施設の保育者を対象とした、教育支援相談を実施し、5歳児を中心に特別な配慮を要する幼児の教育的な視点からの具体的な支援方法や就学に向けての助言を行いました。相談件数が増加したことを受け、令和5年度（2023年度）から、月1回から2回（5～2月に実施）に拡充を図りました。</p> <table border="1" data-bbox="622 1133 1348 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 1133 834 1234">区分</th> <th data-bbox="834 1133 1005 1234">令和4年度 (2022年度)</th> <th data-bbox="1005 1133 1176 1234">令和5年度 (2023年度)</th> <th data-bbox="1176 1133 1348 1234">令和6年度 (2024年度) (12月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 1234 834 1283">教育支援相談</td> <td data-bbox="834 1234 1005 1283">61件</td> <td data-bbox="1005 1234 1176 1283">71件</td> <td data-bbox="1176 1234 1348 1283">79件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・区立子供園では、就学前教育推進チームの心理士による巡回相談を実施するとともに、幼児教育アドバイザーとの協働による園内支援体制構築のための支援を行いました。</p>				区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (12月末現在)	教育支援相談	61件	71件	79件
区分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) (12月末現在)									
教育支援相談	61件	71件	79件									

※1 学齢期発達支援事業：発達支援を必要とする学齢期の発達障害児が区の委託をする事業所に通所し、社会生活を円滑に行えるよう支援する事業

## 評価と課題

次年度就学予定児童に対する相談において、小学校入学後の特別支援教室利用に向けた相談・入室決定件数が増加（令和4年度（2022年度）20名→令和5年度（2023年度）39名）していることや、教育支援委員会における判定と異なる就学先に進学する児童・生徒の状況を踏まえ、幼児期から学齢期、就学後の継続的な支援がより一層求められるものと考えます。

令和5年度（2023年度）の済美養護学校への学校運営協議会の設置をもって、全ての区立学校が地域運営学校となりました。支援が必要な児童・生徒を支え、特別支援教育を推進していくためには、保護者や地域の協力や特別支援教育への理解促進に加え、福祉部門などの関係機関との連携も重要であり、どのように連携を拡充・充実していくかが今後の課題です。

## 第3章 計画の基本的事項

特別支援教育に関する、この間の国や都の動向や、これまでの区の実施の成果、児童・生徒や区民の声などを踏まえ、次のとおり、計画の理念と施策の視点を設定します。

### 1 計画の理念

---

本計画の理念は、前計画における理念「誰もが、自分に合った学びによって、自らの可能性を発見・伸長できる」を継承しつつ、より一層のインクルーシブ教育システムの推進を図る観点から、次のとおりとします。

**理念** 「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築

## 2 施策の視点

新たな計画の理念のもと、施策の視点として以下の3つを掲げ、特別支援教育の推進に向けた様々な取組を展開します。

**I** 区立特別支援学校である済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実を図ります。

特別支援学校は、学校教育法第74条の規定に基づき、幼稚園や小・中学校の要請に応じて必要な助言や援助を行うなど、センター的機能を果たす機関と位置付けられています。区立特別支援学校である、済美養護学校のもつ「強み」を生かし、その機能を最大限発揮できるような仕組みを構築していきます。

★重点的な取組 済美養護学校のセンター的機能の構築

**II** 支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが学校で共に学ぶことができる環境をつくります。

インクルーシブ教育システムの構築を推進していくためには、これまでの通常学級での学びを含め、そのあり方を改めて見直す必要があります。そのため、すべての教員が特別支援教育を理解するとともに、適切な指導や支援ができるよう資質向上を図るとともに、幼児・児童・生徒が個々の状況に応じた学びの場で、安心して生活できるよう、適切な支援体制をつくっていきます。

★重点的な取組 個別の学び支援システムの活用推進  
特別支援学級の設置・充実に向けた検討

**III** 地域や関係機関と連携した支援体制を一層推進します。

支援が必要な幼児・児童・生徒が、地域社会の一員として豊かに成長するためには、就学前、学齢期、卒業後と、切れ目の無い支援が必要です。そのためには、学校が、福祉部門や就学前教育施設など様々な関係機関との連携を図るとともに、地域や社会が一体となって相互理解を深めていくことが大切です。

その上で、地域や関係機関が連携した支援体制の整備を通じて、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

★重点的な取組 福祉部門など関係機関との連携の推進  
児童・生徒、保護者や地域への特別支援教育に関する理解促進

## 第4章 計画の体系と取組内容

### 1 計画の体系

■計画の理念や施策の視点を踏まえ、以下のとおり5つの計画体系を設定した上で、主な取組を定め、実行していきます。

#### 計画の理念

「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築



#### 施策の視点

Ⅰ 区立特別支援学校である済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実を図ります。

Ⅱ 支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが学校で共に学ぶことができる環境をつくります。

Ⅲ 地域や関係機関と連携した支援体制を一層推進します。



#### 計画の体系

計画体系1 個に応じた指導・支援の充実

計画体系2 教員の専門性の向上

計画体系3 特別支援教育を推進する支援体制の充実

計画体系4 特別支援教育における教育環境の整備

計画体系5 切れ目のない支援



【計画体系と主な取組内容】

※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 施策の視点Ⅰ～Ⅲに該当する取組、★重点的な取組

※国 杉並区実行計画、推 教育ビジョン2022 推進計画の取組

計画体系1 個に応じた指導・支援の充実		
施策	主な取組	ページ
(1) 自己肯定感を高める教育活動の充実	①すべての幼児・児童・生徒にとってわかりやすい指導内容・方法の工夫Ⅱ	30
	②知的障害教育における教育課程の充実Ⅱ	30
	③発達障害教育の推進Ⅱ	31
(2) ICT を活用した指導の充実	①教職員の執務環境 (ICT 等) の整備とデジタル教材の効果的な活用推	31
	②個別の学び支援システムの活用推進Ⅱ 推 ★	31
(3) インクルーシブ教育の充実	①副籍交流等の充実Ⅱ	32
	②交流及び共同学習の充実	32

計画体系2 教員の専門性の向上		
施策	主な取組	ページ
(1) すべての教員の特別支援教育等に関する理解促進	①特別支援教育等に関する理解促進Ⅱ	33
	②職層や経験に応じた研修の充実	33
(2) 特別支援教育に関わる教員の資質・能力向上	①済美養護学校のセンター的機能を活用した研修の実施Ⅰ・Ⅱ	34
	②特別支援学校・特別支援学級担任の資質・能力向上Ⅰ・Ⅱ	34
	③通級による指導担任の資質・能力向上Ⅰ・Ⅱ	34
	④子供園・小学校・中学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上Ⅰ・Ⅱ	35

	⑤就学前教育支援センターによる支援体制の充実Ⅱ 実・推	35
--	-----------------------------	----

計画体系3 特別支援教育を推進する支援体制の充実		
施策	主な取組	ページ
(1) 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援と教育の充実	①済美養護学校のセンター的機能を発揮するための仕組みづくりⅠ ★	36
	②済美養護学校の名称変更Ⅰ	37
	③都立特別支援学校のセンター的機能を活用するための仕組みづくり	37
(2) 学校を支える体制の充実	①医療的ケア児童・生徒の学校環境の整備推	37
	②通常学級支援員の配置・拡充と資質向上Ⅱ 実・推	38
	③学習支援教員等の配置とあり方の検討Ⅱ 実・推	38
	④介助員ボランティアの配置とあり方の検討Ⅱ・Ⅲ 実・推	38
	⑤介助員の配置・拡充と資質向上Ⅱ	39
	⑥言語聴覚士(ST)・作業療法士(OT)・理学療法士(PT)等の専門家による巡回支援の充実Ⅰ・Ⅱ	39
(3) 地域と連携した特別支援教育の推進	①地域運営学校の充実と学校支援本部の活動支援Ⅲ 実・推	39
	②児童・生徒、保護者や地域への特別支援教育に関する理解促進Ⅲ ★	39

計画体系4 特別支援教育における教育環境の整備		
施策	主な取組み	ページ
(1) 学びの場の整備	① 済美養護学校の教育環境整備 Ⅰ 実・推	40
	② 特別支援学級の設置・充実に 向けた検討 Ⅱ ★	41
	③ 特別支援教室の拠点校の増設	41
	④ 通常の学級に在籍する児童・ 生徒の居場所確保と充実	41

計画体系5 切れ目のない支援		
施策	主な取組	ページ
(1) ライフステージに応じた総合的な支援体制作り	① 福祉部門などの関係機関との連携の推進Ⅲ ★	42
(2) 切れ目のない支援体制作りの充実	① 適切な合理的配慮の提供	43
	② (仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定に伴う人権意識等の醸成	43
	③ 校種間での効果的な引継ぎ	43
	④ 就学後の柔軟なフォローアップ体制の充実	44
	⑤ キャリア教育の充実	44

**【取組内容の記載例】**

取組に対して、主に関わる分野（主体）を表示

③ 就学後の柔軟なフォローアップ体制の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
	所管課	特別支援教育課		

○ 就学後も状況や希望に応じて、より適切な指導、支援方法や学びの場の見直しについて相談できる体制の充実を図ります。

計画期間（令和7～9年度（2025～2027年度））の具体的な取組内容を記載しています。

## 2 取組内容

### 取組体系1 個に応じた指導・支援の充実

#### 目指すべき姿

○障害の有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が、生き生きと学ぶことができる教育活動が展開されています。

○区立学校・子供園において、多様な教育的ニーズに応じた、指導内容の工夫が図られています。

#### (1) 自己肯定感を高める教育活動の充実

①すべての幼児・児童・生徒にとってわかりやすい指導内容・方法の工夫	取組分野	子供園・学校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 就学前教育支援センター 特別支援教育課		
○すべての学校・園の教育課程編成の重点事項に据え、多様な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒を包括した、誰もが安心して学べる学級、わかりやすい授業づくりを推進します。				

②知的障害教育における教育課程の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○将来の社会参加に必要な知識・技能を習得し、各教科の指導の充実を図ることで、児童・生徒の主体性を育みます。				

③発達障害教育の推進	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○多様な教育的ニーズに応じた指導及び支援方法の工夫により、すべての幼児・児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる学習環境を整えます。				

(2) ICT を活用した指導の充実

①教職員の執務環境（ICT等）の整備とデジタル教材の効果的な活用	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 庶務課		
○令和7年度（2025年度）の校務パソコンの更新に合わせ、特別支援学級や特別支援教室の教職員がより使いやすくなるよう ICT 環境の整備を行います。 ○児童・生徒の実態に応じたデジタル教材やアプリケーションの選定を行い、各学校における多様な教育的ニーズに即した学習活動を推進します。				

②個別の学び支援システムの活用推進	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
○個別の学び支援システムの活用により、個別指導計画の内容を充実させ、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。 ○校種間における切れ目のない支援を推進するため、中学校における導入について検討します。				

### (3) インクルーシブ教育の充実

①副籍交流等の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
<p>○管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心に、副籍交流についての理解啓発を進め、特別支援学校と小・中学校（地域指定校）との協働による取組を推進します。</p> <p>○人権教育の一環として、障害のある子どもと障害のない子ども一人ひとりの心が育つ交流活動を行います。</p>				

②交流及び共同学習の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
<p>○地域資源を活用した教育活動の充実を図ります。</p> <p>○特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を通して、多様な教育的ニーズのある児童・生徒が共に学ぶための柔軟な教育課程のあり方について検討します。</p>				

## 取組体系2

### 教員の専門性の向上

#### 目指すべき姿

- すべての教員が、特別な教育的支援についての理解を深め、障害特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを行います。
- 職層や担当職務等に応じた学びの機会が充実し、学び続ける教員が育成されています。

#### (1) すべての教員の特別支援教育等に関する理解促進

①特別支援教育等に関する理解促進	取組分野	就学前教育施設・学校 ○	教育委員会 ○	その他
	所管課	済美教育センター 就学前教育支援センター 特別支援教育課		
○通常の学級を担当する教員を含むすべての教員を対象とした、特別支援教育に関する基礎的な知識、発達障害等の障害特性などの理解を深めるための研修システムを構築します。				

②職層や経験に応じた研修の充実	取組分野	学 校 ○	教育委員会 ○	その他
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○特別支援教育に関する最新の動向を踏まえ、先進的かつ実践的な事例を取り扱った職層や経験に応じた研修を実施します。また、研修形態の工夫を図り、より効果的な学びの機会を設定します。				

(2) 特別支援教育に関わる教員の資質・能力向上

① 済美養護学校のセンター的機能を活用した研修の実施	取組分野	子供園・学校 ○	教育委員会 ○	その他
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○ 済美養護学校の、特別支援学校としてのこれまでの実践や知見を活かし、障害理解や校内支援体制のあり方、支援方法等について、済美養護学校の教員等による区立小・中学校・子供園の教員に対する研修を行います。				
② 特別支援学校・特別支援学級担任の資質・能力向上	取組分野	学 校 ○	教育委員会 ○	その他
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○ 杉並区教育課題研究の取組を通じて、知的障害のある児童・生徒の主体的な学びのあり方に関する研究成果を普及します。また、済美養護学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級の教員に対する助言等を行う等、指導方法等の工夫や改善を行います。				
③ 通級による指導担任の資質・能力向上	取組分野	学 校 ○	教育委員会 ○	その他
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○ 難聴や言語障害、発達障害等、一人ひとりの障害の状態等を的確に把握し、具体的な指導目標に基づく指導が展開できるよう、研修内容の見直し・充実を図ります。				



④ 幼稚園・小学校・中学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上	取組分野	幼稚園・学校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課 就学前教育支援センター		
○校（園）内委員会の機能強化を図るため、中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの専門性向上を目指した研修を実施します。加えて、経験等に応じて研修内容の工夫を図ります。				

⑤ 就学前教育支援センターによる支援体制の充実	取組分野	就学前教育施設	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	就学前教育支援センター 特別支援教育課		
○就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施、心理士や幼児教育アドバイザー※ <sup>1</sup> の巡回相談※ <sup>2</sup> により、支援を必要とする幼児への、指導上の工夫に関する助言などを継続して行います。				

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設（機関）を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

※2 巡回相談：心理士が就学前教育施設を訪問し、支援を必要とする幼児の発達状況等に応じて、具体的な対応方法や指導上の工夫について保育者へ助言を行う事業

**取組体系3**

## 特別支援教育を推進する支援体制の充実

**目指すべき姿**

- 済美養護学校のセンター的機能が構築され、子供園や小・中学校と相談・支援等の連携体制が図られています。
- 支援が必要な児童・生徒に対して、支援に必要な人材が確保・育成されています。

## (1) 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援と教育の充実

① 済美養護学校のセンター的機能を発揮するための仕組みづくり	取組分野	学 校	教育委員会	その他
	所管課	○	○	
		済美教育センター 特別支援教育課・教育人事企画課		
<p>○ 済美養護学校が、杉並区の特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、済美養護学校の特別支援教育コーディネーターが、区内の通常の学級や特別支援学級へ巡回し、特別支援学校での実践や知見を活用した指導内容や方法を各校へ伝え、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援への相談・助言と理解啓発活動を行います。</p> <p>○ 現在、区教育委員会の教育支援チームによる特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援への助言・相談に関する取組との連携や協働方法について検討し、より良い仕組みを整えます。</p> <p>○ 令和7年度（2025年度）の校務パソコンの更新に合わせ、特別支援教育に関する情報発信の仕組みを整えます。</p> <p>○ センター的機能を発揮するための必要な人員等の体制を整えます。</p> <p>○ 将来の通常学級支援員等を担える地域人材の育成のための研修等の仕組みを検討します。</p>				

②済美養護学校の名称変更	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 済美教育センター・庶務課		
○済美養護学校が、特別支援学校であることを校名によって明確にすることにより、センター的機能を発揮し、特別支援教育の理念や特別支援教育の役割について、一層の理解が図られるよう、学校の名称変更について検討を行います。				

③都立特別支援学校のセンター的機能を活用するための仕組みづくり	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		
○都立特別支援学校と区教育委員会の教育支援チームが連携し、特別支援学校の知見を活用した指導内容や方法の工夫による教育内容を区立小・中学校へ伝え支援体制の一層の充実を図ります。				

## (2) 学校を支える体制の充実

①医療的ケア児童・生徒の学校環境の整備	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	○
	所管課	特別支援教育課 障害者施策課・学務課		
○医療的ケアが必要な児童・生徒が、安心・安全を第一に学校生活を送ることとともに、可能な限り速やかに医療的ケアが開始できるよう、障害者施策課所属の医療的ケア児等コーディネーターをはじめ、関係各課と連携しながら引き続き環境を整えます。				

②通常学級支援員の配置・拡充と資質向上	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
<p>○通常の学級においても特別な支援を必要とする児童・生徒が増加していることを踏まえ、通常学級支援員の増員を図るとともに、令和7年度（2025年度）から、勤務日数や勤務時間など、募集内容の見直しを行います。また、多様化する教育的ニーズに対応するため、適切な支援、学級担任との連携強化に向け、研修の充実を図ります。</p>				

③学習支援教員の配置とあり方の検討	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
<p>○通常の学級において学習面で困難を抱える児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うため、すべての小中学校に学習支援教員を配置するとともに、令和7年度（2025年度）に、教員の活用や今後のあり方について検討を行います。</p>				

④介助員ボランティアの配置とあり方の検討	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
<p>○学校において介助員ボランティアを確保できるよう、すぎなみ地域大学と連携して開催するボランティア講座の活用等により、地域人材の積極的な活用を図ります。また、令和7年度（2025年度）に、通常学級支援員等の配置拡充を踏まえ、今後の介助員ボランティアのあり方について検討を行います。</p>				

⑤介助員の配置・拡充と資質向上	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
○特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童・生徒の支援ができるよう、特別支援学級介助員を適切に配置します。また、多様化する教育的ニーズに対応するため、適切な支援、学級担任との連携強化に向け、研修の充実を図ります。				

⑥言語聴覚士(ST)・作業療法士(OT)・理学療法士(PT)等の専門家による巡回支援の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		
○発達障害児を含む特別な支援を必要とする児童・生徒の指導や支援の充実を図るため、ST・OT・PTによる巡回や必要な助言を行うことにより、教員がより専門的な指導や支援を行うことができる体制を検討・整備します。				

### (3) 地域と連携した特別支援教育の推進

①地域運営学校の充実と学校支援本部の活動支援	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	学校支援課 特別支援教育課		
○令和5年(2023年)4月に設置した、済美養護学校 CS での議論を踏まえ、地域と学校の協働を推進していく主体となる学校支援本部の設置支援を行います。 ○地域のインクルーシブ社会の構築の推進のため、済美養護学校と近隣区立学校との合同のCSを開催するなどの取組を行います。				

②児童・生徒、保護者や地域への特別支援教育に関する理解促進	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 済美教育センター		
○区民向けの講習会の実施や区公式ホームページを活用し、特別支援教育施策の発信と理解促進を行い、学校内でも児童・生徒が互いのちがいを認め合い、自分らしく生きることへの理解啓発を行います。				

**取組体系4**

## 特別支援教育における教育環境の整備

**目指すべき姿**

- 特別な支援が必要な児童・生徒が学ぶための教育環境の整備が計画的に進められています。
- 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った、多様な学びの場の充実が図られています。

## (1) 学びの場の整備

① 済美養護学校の教育環境整備	取組分野	学 校	教育委員会	その他
	所管課	○	○	
		特別支援教育課 学校整備課・営繕課		

○児童・生徒数の増加に伴う、済美養護学校の学級数の増加に対応するため、令和7年（2025年）9月の開設に向け、済美養護学校中学部を済美教育センター敷地内に移転するための改修・増築工事を行います。また、現在の校舎は小学部として運用するため、特別教室等を復元するなど、必要な改修を行います。

○特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している現状を踏まえ、令和7年度（2025年度）以降についても、済美養護学校の今後の児童・生徒数の推移等を見ながら、適切な教育環境の整備に向けた検討を継続して行います。

②特別支援学級の設置・充実に向けた検討	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 学校整備課・営繕課		

○知的障害特別支援学級の設置について、特別支援学級に通う児童・生徒数や学級数の推移、通学する児童・生徒の居住地などの実態等を把握しながら、引き続き設置について検討を行います。また、自閉症・情緒障害特別支援学級についても、他自治体の設置・これまでの運営状況等を踏まえ、設置について検討を行います。

○学校の改築工事や長寿命化改修等に合わせ、特別支援学級の教育環境を適切に整備できるよう、基礎的環境整備モデルを構築するための検討を行います。

③特別支援教室の拠点校の増設	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 学校整備課・営繕課		

○特別支援教室を利用する生徒の増加や、それに伴う巡回指導教員の増員などを踏まえ、新たな拠点校及び指導エリアを設置し、令和7年度（2025年度）、泉南中学校に拠点校増設に伴う改修工事を行います。

○併せて、小学校についても、特別支援教室を利用する児童数の推移を見ながら、拠点校の増設について検討を行います。

④通常の学級に在籍する児童・生徒の居場所確保と充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
			○	
	所管課	済美教育センター・教育相談担当 特別支援教育課		

○発達障害や学習の遅れが起因し、「学校に行けない」「教室に入ることができない」通常の学級に在籍している児童・生徒が安心して学ぶ居場所の確保と充実を図ります。

**取組体系5**

## 切れ目のない支援

**目指すべき姿**

- 学校や教育委員会と福祉部門をはじめとする関係機関との連携が図られ、支援が必要な児童・生徒が安心して学校生活が送れています。
- 就学前・学齢期・卒業後と、支援に必要な情報が共有され、継続した切れ目のない支援ができるような仕組みが整っています。

## (1) ライフステージに応じた総合的な支援体制作り

①福祉部門などの関係機関との連携の推進	取組分野	学 校	教育委員会	その他
	所管課	○	○	○
		特別支援教育課・教育相談担当 障害児支援担当・児童青少年課		

○教育と福祉との一層の連携を推進するため、学校の教職員に対して、研修などの機会を通して、福祉部門と連携し、障害のある子どもに係る福祉制度の周知を図ります。

○学校が、障害のある子どもの将来の社会生活を具体的にイメージできるよう、福祉部門と連携した障害児通所支援事業所や生活介護施設等との関係構築の仕組みを検討します。

○学齢期発達支援事業や放課後等デイサービス、学童クラブを利用している児童・生徒の在籍する学校が、各事業所と一貫した支援を行えるよう連携を図ります。

○障害のある中学生以降の生徒が過ごす放課後の居場所を充実させるために、学校と関係機関の連携を図ります。

○特別支援教育にかかわる児童生徒に、行き渋りや不登校などの状態がある時には、教育の機会を確保するため関係機関との連携を図り、支援を行います。



(2) 切れ目ない支援体制づくりの充実

①適切な合理的配慮の提供	取組分野	就学前教育施設・学校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課 済美教育センター		

○学校・園においては、長期的な視点に立ち、幼児期から義務教育終了後までの一貫した支援を行うことが重要であるという認識のもと、学校生活支援シート・個別指導計画に合理的配慮に関する内容を明記し、適切に提供します。

②(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例の制定に伴う人権意識等の醸成	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		

○条例の制定を踏まえ、児童・生徒の生活年齢や心の発達に応じた人権意識・人権感覚の醸成をすべての教育活動の中で行います。

③校種間における支援内容の効果的な引継ぎ	取組分野	就学前教育施設・学校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 就学前教育支援センター 特別支援教育課		

○学校・園においては、幼保小連携<sup>※1</sup>及び、小中一貫教育の推進のもと、就学前教育施設から小学校への入学時、小学校から中学校への進学時、特別支援学校、特別支援学級、通常の学級への転学時に、配慮事項や情報を着実に引き継ぎます。

※1 幼保小連携：就学前教育と小学校教育では、教育内容や指導方法に様々な違いがあるため、就学前教育施設と小学校が連携し、小学校の生活や学びに円滑に移行できるようにする取組

④就学後の柔軟なフォローアップ体制の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	特別支援教育課		

○就学後も状況や希望に応じて、より適切な指導、支援方法や学びの場の見直しについて相談できる体制の充実を図ります。

⑤キャリア教育の充実	取組分野	学 校	教育委員会	その他
		○	○	
	所管課	済美教育センター 特別支援教育課		

○一人ひとりの子どもが、自分の役割を果たし、生涯にわたって自分らしくいきいきと生きていくために、家庭や地域との協働によるキャリア教育の充実を図ります。

○「キャリア・パスポート」※1のさらなる活用を進め、小学校から中学校卒業までのそれぞれにおける学習や生活を振り返って記録し蓄積していくことにより、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させます。

○特別な教育的支援の必要な児童・生徒が将来の社会生活の自立を目指すために、キャリア・パスポートの有効活用や、卒業後の進路先と連携した教員の研修を検討します。

○都立高等学校や特別支援学校への学校訪問の充実をはかります。

※1 キャリア・パスポート：子どもが自らの学習状況や日常生活の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫した教材のことで、令和2年（2020年）4月から全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において活用されているもの

## 第5章 計画の推進に向けて

- 本計画の推進に当たっては、教育委員会はもとより、関係所管課や区立子供園、小・中学校の教職員、保護者や学校関係者、障害者団体や地域の方々など、様々な主体と連携しながら進めます。
- 各施策の進捗や目標の達成状況等については、毎年、進捗状況の把握と効果検証を行い、PDCA サイクルによる計画の推進を図ります。
- 進捗状況の把握と効果検証についての点検と評価に当たっては、要綱に基づき設置する「杉並区特別支援教育推進委員会」において行うこととし、その結果等を次年度以降の取組に生かします。